

12. 会費自動引落しについて

ゆうちょ銀行及び、ゆうちょ銀行以外の各金融機関からの振替による会費自動引落しサービスを実施しております。ご希望される方は、事務局宛に申込用紙をご請求下さい（ゆうちょ銀行の口座からの場合とゆうちょ銀行以外の金融機関の口座からの場合とでご記入頂く申込用紙が異なりますので、ご請求の際にお申し出下さい）。

引落し不能だった方)

10月20日又は27日（半期分の方)

12月20日又は27日

（10月20日又は27日

に引落し不能だった方)

現在このサービスを利用されている方は上記引落日の前日までにあらかじめ残高のご確認をお願い致します。

記

(1) 会費の自動引落しにかかる手数料は事務局で負担致します。

(2) 会費の自動引落し対象者は学割適用者を除きます。

(3) 会費の自動引落しは、開始時期によりますが、半年分又は1年分のいずれかを選べます。

(4) 第1回目引落し完了の際に第1回引落し完了のお知らせをお送り致します。

(5) 第1回目引落し前に未納分がある場合、及び引落し不能により未納分がある場合は、自動引落し処理を保留させて頂く場合がございますので、ご注意下さい。

(6) ご都合により自動引落しを停止される場合は、下記(7)の引落日の1か月前までに文書にて事務局までお知らせ下さい。

(7) 引落し日は下記の通りとなります（引落日が休日の場合は翌営業日となります）。

ゆうちょ銀行の場合：

4月25日（全期分及び半期分の方)

6月30日（4月25日に引落し不能だった方)

10月25日（半期分の方)

12月30日（10月25日に引落し不能だった方)

ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合（金融機関により、20日又は27日のいずれかになります）：

4月20日又は27日

（全期分および半期分の方)

6月20日又は27日

（4月20日又は27日に